

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生 企 第 3 7 0 号

令 和 6 年 3 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

被害少年に対する適切な保護活動及び継続的支援の推進について

被害少年の保護のための活動については、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、「少年警察活動推進上の留意事項について」（令和5年8月15日付け生企第134号）、「被害少年に対する適切な保護活動及び継続的支援の推進について」（令和4年4月1日付け生企第14号。以下「旧通達」という。）等に基づき推進されているところであるが、SNS等の利用に起因する児童の性的被害、痛ましい児童虐待事件、学校におけるいじめに起因する児童生徒の自殺等憂慮すべき重大な事案が発生している現状を踏まえ、引き続き、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、個々の被害少年の状況に応じ、効果的な保護対策を推進する必要がある。

各所属においては、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、引き続き、別添1「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進要領」及び別添2「被害少年に対する継続的支援の実施要領」により、組織的かつ効果的な保護対策及び継続的支援の推進に努められたい。

なお、旧通達は、本通達の運用開始をもって廃止する。

担当 生活安全企画課少年対策係

電 子 書 庫 掲 載

通 達 概 要 公 表

## 別添 1

### 被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進要領

#### 第 1 被害少年の早期発見・保護

##### 1 被害少年の発見・保護の観点に立った各種取組の推進

福祉犯（規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。）の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努める。

##### 2 少年相談の充実

- (1) 少年サポートセンター等被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、県警察のホームページやSNS等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。
- (2) 夜間・休日における相談について、警察安全相談の利用や緊急性がある場合の110番通報、管轄警察署への連絡等を広報するなど、適切な相談対応に努める。
- (3) 児童相談所や教育委員会等の相談窓口において受理した被害少年からの相談等に迅速かつ的確に対応するため、緊急時における連絡方法の確認、匿名による電子メール等に係る照会など、平素から各種相談窓口等との連携協力に配慮する。

#### 第 2 被害少年の状況に応じた適切な支援の推進

##### 1 被害少年に対する初期段階の必要な支援の推進

被害少年に対しては、現場における助言、関係機関の紹介及び再び被害に遭うことを防止するための適切な助言又は指導等必要な支援（規則第36条第1項に規定する支援をいう。）を行う。

##### 2 被害少年に対する継続的支援の推進

被害少年の継続的支援は、組織的な管理の下で、対象となる被害少年の状況、性別等に応じ、ふさわしい担当者を選定して実施することが効果的であることから、原則として少年サポートセンターの職員（以下「少年サポートセンター員」という。）の中から適任者を選任し運用を図る。

- (1) 被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者の同意（当該少年が特定少年（規則第2条第2項に規定する特定少年をいう。）である場合は、本人の同意）を得た上で、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援（規則第36条第2項に規定する支援をいう。以下「継続的支援」

という。)を行う。

- (2) 刑事部門等関係部門との連携を強化し、継続的支援の必要な被害少年に関する情報が少年警察部門に集約する。

### 3 部外専門家、関係機関、ボランティア等との緊密な連携

- (1) 継続的支援は、実施担当者のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、少年サポートセンターにおける組織的判断の下で行うとともに、犯罪被害者等支援部門との連携に留意する。

また、青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザーの専門的助言を必要に応じて受ける。

- (2) 継続的支援に当たっては、保護者や学校等の関係機関との連絡を密にするとともに、地域のボランティア等と連携するなどして、被害少年の生活状態や取り巻く環境の変化等をできる限り把握し、状況に応じたきめ細かな活動の実施に努める。

## 第3 被害少年に係る再被害等の防止

### 1 被害少年に係る再被害及び被害拡大の防止

被害少年が繰り返し児童虐待等の被害に遭うことがないように、児童相談所や学校等関係機関と緊密に連携し、児童相談所への通告等を行うほか、福祉犯の被害少年については、保護者や学校関係者等に配慮を求めるとともに、関係機関への連絡その他の同種の犯罪を防止するため必要な措置を講じる。

また、児童ポルノ事犯については、インターネット上の画像の流通・閲覧により被害が拡大することのないよう、サイト管理者等に対する画像の削除依頼や関係事業者によるブロッキングの実施への協力等の措置を迅速に講じる。

### 2 被害少年に関する情報の保護

被害少年に関して知り得た秘密の厳格な保持に配慮するとともに、少年が被害者である事件に係る新聞その他の報道機関等への発表において、被害少年のプライバシーに十分配慮する。

### 3 事情聴取における被害少年への配慮

被害少年の事情聴取に当たっては、少年の特性や個々の事情に配慮し、特に性犯罪の被害少年については、少年の望む性別の警察職員によって事情聴取を行うなど、可能な限り被害少年の精神的負担を軽減するための措置を講じる。

## 別添 2

### 被害少年に対する継続的支援の実施要領

#### 1 報告の対象となる被害少年

警察署等（警察署及び警察本部の犯罪被害者等支援担当課、捜査担当課及び交通捜査担当課をいう。以下同じ。）の長（以下「警察署長等」という。）は、次の被害少年を認知した場合には、少年サポートセンター所長（警察本部少年担当課の長）に速やかに報告するものとする。ただし、(1)及び(3)については、初期段階の必要な支援として措置された場合（措置する方針で対応している場合を含む。）及び犯罪被害者等支援部門が主体的に支援を行う場合には、報告を要しないものとする。

- (1) 「被害者連絡実施要領の制定について」（令和5年10月19日付け警務第241号）において規定されている身体犯、重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長若しくは高速道路交通警察隊長が必要と認める事件（触法少年事件を含む。以下「連絡対象事件」という。）の被害少年
- (2) 規則第37条に基づく福祉犯の被害少年
- (3) 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪被害のほか、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年

#### 2 報告要領

少年サポートセンター所長への報告は、「継続補導等に関する報告要領について」（令和4年4月1日付け生企第12号。以下「継続補導通達」という。）別記様式第1号少年事案処理簿（以下「少年事案処理簿」という。）によるものとし、警察署長等の決裁後の写しを少年サポートセンター所長に送付するものとする。

なお、児童虐待により被害を受けた少年を認知した場合は、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について」（令和3年3月15日付け少安第488号）に基づいて行うこと。

#### 3 対象少年の指定等

- (1) 少年サポートセンター所長は、規則第2条第8号に掲げる少年について、継続的支援が特に必要と認められる少年を本通達の支援対象少年（以下「対象少年」という。）として指定するものとする。

対象少年の指定に当たり、被害の内容、精神的打撃の程度、年齢、生活、家族の状況等のほか、警察の支援を受ける意思及び保護者の同意（当該少年が特定少年（規則第2条第2号に掲げる特定少年をいう。）である場合は、本人の同意。以下同じ。）等について、継続的支援の必要性を判断するため、当該被害少年及びその保護者（加害者が保護者である場合には、当該保護者以外の被害少年を現に監護する者）に対し、必要に応じ、少年サポートセンター員による面接又は電話での調査を実施するものとする。

なお、面接による調査を行う場合には、少年サポートセンター員のほか、必要

に応じ、被害少年の報告を行った警察署等の事件担当捜査員、少年相談対応者等を同席させるなど、被害少年の不安を解消させるよう努めるものとする。

なお、児童相談所に通告した被虐待児童については、児童相談所との連携を密にして、児童相談所の措置終了後に保護者に対して調査を行うなどし、当該調査の結果、継続的支援が特に必要と認められた場合は、少年事案処理簿により警察署長に報告するとともに、決裁後の写しを少年サポートセンター所長に送付して、対象少年としての指定及び継続的支援を実施する担当者（以下「実施担当者」という。）について指揮を受けること。

- (2) 少年サポートセンター所長は、被害少年の報告を行った警察署長等に対し、対象少年としての指定の有無について遅滞なく連絡するものとする。

#### 4 継続的支援の実施要領

- (1) 継続的支援の実施担当者は、原則として、少年サポートセンター員とし、個々の対象少年ごとに適任者を少年サポートセンター所長が選任するものとする。また、必要に応じて補助者を選任するものとする。担当者及び補助者の選任に当たっては、対象少年の状況、特性、年齢及び性別等に配慮し、適任者を選任するものとする。

なお、やむを得ない理由がある場合は、青森県警察少年サポートセンター運営要綱（「青森県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について」令和4年4月1日付け生企第2号別添）第5の2により、警察署に事案を引き継ぎ、当該警察署長の指揮の下、少年担当警察官が継続的支援を実施するものとする。その場合において、当該警察署長は、効果的な継続的支援の実施のため、少年サポートセンターと緊密に連携して必要な措置をとるものとする。

- (2) 少年サポートセンター所長は、個々の対象少年に係る継続的支援について、対象少年の被害状況等を総合的に勘案するとともに、次の事項に配意し、その開始及び終了の時期、実施計画その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、少年サポートセンター所長は、必要に応じ、青森県警察被害少年カウンセリングアドバイザーその他の部外専門家の意見を聴くものとする。

ア 連絡対象事件の対象少年については、被害の形態等によっては、精神的被害の回復・軽減に向けて、中長期的にわたり、対象少年に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要となることを踏まえ、対象少年の状況に応じ、犯罪被害者等支援部門と連携した組織的かつ効果的な活動に配慮するとともに、対象少年の意向を把握し、その保護者の同意を得た上で、被害直後の早い段階から関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介にも留意するものとする。

イ 福祉犯被害に係る対象少年に対しては、規則第8条第2項に掲げる継続補導対象の少年又は「非行少年を生まない社会づくりの推進について」（令和6年3月15日付け生企第369号）により選定する連絡対象少年と重複する場合があることにも配慮しつつ、対象少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護

者や学校関係者等と協力するなどして、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めるものとする。

ウ 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等の被害を受けた対象少年については、事案の形態や対象少年の特性等により支援の在り方が異なることから、個々の事案に応じて児童相談所、学校、市区町村等と緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体への紹介にも留意するものとする。

- (3) 警察署長は、少年サポートセンターによる継続的支援の実施に当たり、必要に応じて、カウンセリングや環境調整等の場所の確保、地域のボランティアへの連絡・調整等の対応について配慮するものとする。
- (4) 実施担当者は、継続的支援に係るカウンセリングの事前検討結果、実施結果、支援活動の実施状況等を、継続補導通達別記様式第2号継続対応処理票により少年サポートセンター所長に報告するものとし、報告要領については、継続補導通達別添「継続補導等に関する報告要領」の1(3)から(5)に準じるものとする。

なお、少年サポートセンター所長は、被害少年の報告を行った警察署長等に対し、指定した当該対象少年の支援状況等について速やかに共有を図るものとする。

- (5) 少年サポートセンター所長は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第321条の3第1項第1号に掲げる者に該当する対象少年の継続的支援に係るカウンセリングに当たり、犯罪捜査における面接状況の疎明について、被害少年の報告を行った警察署等の事件担当捜査員との連携が必要であると認められる場合には、被害少年の報告を行った警察署長等に速やかに連絡するものとする。

## 5 継続的支援の実施に関する配慮事項

### (1) 信頼関係の構築

実施担当者は、対象少年やその保護者等のニーズを把握するとともに、対象少年の立場に立って考え、行動することにより、対象少年等との信頼関係を築くよう努めること。

### (2) 面接上の配慮

面接に当たっては、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと等、少年の心理その他の特性を十分認識するとともに、よき理解者として「聴く耳」を提供することを基本とし、被害少年の話をまずはそのまま受け止めるよう努めること。

また、継続的支援は、参考人としての事情聴取その他の犯罪捜査等に係る措置とはその目的や少年に接する際の留意事項等が異なることに留意すること。

### (3) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等の態様は様々であることを認識した上で、個々の対象少年の被害状況、性格、周囲の環境等を深く洞察し、その個別の事情に応じた継続的支援を実施すること。

(4) 実施担当者への組織的支援

少年サポートセンター所長は、継続的支援が短期的に成果を得ることが困難で、かつ、専門的な知識・技能を必要とする活動であることなどから、実施担当者に相当の精神的な負担があること等に留意し、実施担当者の活動を組織として支援すること。

(5) 関係機関・団体との連携

継続的支援に当たっては、対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と緊密に連携するとともに、平素から、児童相談所、少年鑑別所、カウンセリング専門機関、医療機関等との更なるネットワークの構築に努め、専門家の知識・技能を結集した継続的支援を行うことができるよう配慮すること。

また、発達障害の認められる特別な支援が必要な対象少年に対する継続的支援を行う場合には、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害者支援センター等関係機関・団体との有機的連携の下に必要な協力体制の整備を図るとともに、保護者の同意を得た上で、関係機関等への紹介を行うなど、対象少年の状況に応じた適切な支援を行うこと。

(6) 教養等の拡充

少年サポートセンター所長は、継続的支援に関わる少年サポートセンター員はもとより、少年担当警察官の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等にも配慮すること。

6 ボランティアとの連携

(1) 少年サポートセンター所長は、継続的支援の実施に当たり、ボランティアの協力が必要と認めるときは、個々の支援に関し適任と認められるボランティアに協力を依頼するものとする。

(2) 少年サポートセンター所長は、ボランティアへの協力依頼に当たり、当該対象少年の被害状況等を踏まえ、当該ボランティアの年齢、性別、職業、活動経験等を勘案するものとする。

(3) ボランティアの協力を得て継続的支援を実施する場合には、あらかじめ対象少年及びその保護者に対し、ボランティアに協力を求める趣旨等を説明し、対象少年及び保護者の意思を確認するものとする。